

新居浜工業高等専門学校科目等履修生規則

平成8年3月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第51条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 学科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

2 専攻科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、入学の2週間前までに、校長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 前条の資格を証明する書類（最終出身学校の卒業又は修了証明書）
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書
- (6) その他必要と認める書類

(入学者の選考)

第4条 校長は、前条の出願手続をした者について、提出された書類によるほか面接試験等により入学者の選考を行う。

(入学許可)

第5条 校長は、前条の選考に合格した者で、所定の期日までに入学料を納付した者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第6条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を提出しなければならない。

(入学の時期)

第7条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学期の始め（前期4月、後期10月）とする。

(指導教員)

第8条 校長は、科目等履修生に対し必要な指導助言を与えるため、科目等履修生指導教員を置く。

(履修期間)

第9条 科目等履修生の履修期間は、原則として入学を許可された当該年度内とする。ただし、願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

2 履修期間の延長を希望する場合は、その理由を付して校長の許可を受けなければならない。この場合、現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書を添付するものとする。

3 履修期間中やむを得ない理由で履修を中断する場合又は履修を中止する場合は校長の許可を受けなければならない。この場合、現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書を添付するものとする。

(履修科目)

第10条 科目等履修生が履修できる科目は、本校が開設している授業科目から選択して授業を履修することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 履修期間延長をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料の納付)

第12条 科目等履修生の授業料は、前期又は後期に履修する授業科目の単位数に相当する額を、当該学期の当初の月に納付しなければならない。前期及び後期を通じて履修する授業科目の場合は、当該授業科目に係る単位数に相当する額を、前期の当初の月に納付しなければならない。

(単位の認定及び単位修得証明書の交付)

第13条 科目等履修生が、履修した科目を修得した場合は、所定の単位を認定する。

2 校長は、単位を認定した者から願い出があったときは、その認定科目につき、単位修得証明書を交付する。

(懲戒等)

第14条 本規則に違反した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(学則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本校学則等の学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 23 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。